

令和6年第1回姫路市議会  
定例会提出議案

〔議案第 17号～議案第 52号〕  
〔報告第 1号～報告第 9号〕

# 目 次

ページ

議案第 17号	姫路市公共施設整備基金条例について……………	1
議案第 18号	アイランドハウスいえしま荘民間活用事業者選定委員会条例 について……………	3
議案第 19号	姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会条例について……………	5
議案第 20号	姫路市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定め る条例について……………	8
議案第 21号	姫路市墓地等の経営の許可等に関する条例について……………	17
議案第 22号	姫路市職員定数条例の一部を改正する条例について……………	24
議案第 23号	姫路市職員退職手当条例の一部を改正する条例について……………	25
議案第 24号	姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条 例について……………	26
議案第 25号	姫路市職員の育児休業等に関する条例及び姫路市会計年度任 用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条 例について……………	27
議案第 26号	姫路市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を 改正する条例について……………	30
議案第 27号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例の一部を改正する条例について……………	31
議案第 28号	姫路市戸籍手数料等徴収条例の一部を改正する条例について……………	34
議案第 29号	姫路市霊苑えい地清掃基金条例の一部を改正する条例について……………	36
議案第 30号	姫路市立家島老人の家条例の一部を改正する条例について……………	38
議案第 31号	姫路市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について……………	39
議案第 32号	姫路市農村公園条例の一部を改正する条例について……………	42
議案第 33号	姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について……………	43
議案第 34号	姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営	

		に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について……………	4 5
議案第	3 5 号	姫路市介護保険法に係る事務手数料徴収条例の一部を改正する 条例について……………	8 0
議案第	3 6 号	姫路市社会福祉事業施設条例の一部を改正する条例について……………	8 2
議案第	3 7 号	姫路市介護保険条例の一部を改正する条例について……………	8 5
議案第	3 8 号	姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に 関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について……………	8 8
議案第	3 9 号	姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例について……………	1 6 3
議案第	4 0 号	姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例 について……………	1 6 4
議案第	4 1 号	姫路市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条 例の一部を改正する条例について……………	1 6 6
議案第	4 2 号	姫路市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例について……………	1 7 2
議案第	4 3 号	姫路市消防団条例の一部を改正する条例について……………	1 7 3
議案第	4 4 号	姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に ついて……………	1 7 4
議案第	4 5 号	姫路市火災予防条例の一部を改正する条例について……………	1 7 6
議案第	4 6 号	姫路市消防事務手数料徴収条例の一部を改正する条例について…	1 7 7
議案第	4 7 号	姫路市敬老金条例を廃止する条例について……………	1 7 8
議案第	4 8 号	姫路市都市開発事業及び都市整備事業に地方公営企業法の財 務規定等を適用する条例及び姫路市都市開発事業及び都市整 備事業の設置等に関する条例を廃止する条例について……………	1 7 9
議案第	4 9 号	包括外部監査契約の締結について……………	1 8 1
議案第	5 0 号	姫路市立家島交流センターに係る指定管理者の指定について……	1 8 3
議案第	5 1 号	市道路線の認定及び廃止について……………	1 8 4
議案第	5 2 号	公有水面埋立てに関する意見について……………	1 9 9

報告第 1 号	専決処分の報告について……………	2 0 2
報告第 2 号	専決処分の報告について……………	2 0 3
報告第 3 号	専決処分の報告について……………	2 0 4
報告第 4 号	専決処分の報告について……………	2 0 5
報告第 5 号	専決処分の報告について……………	2 0 6
報告第 6 号	専決処分の報告について……………	2 0 8
報告第 7 号	専決処分の報告について……………	2 0 9
報告第 8 号	専決処分の報告について……………	2 1 0
報告第 9 号	専決処分の報告について……………	2 1 1



議 案 第 17号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 姫路市公共施設整備基金条例について

姫路市公共施設整備基金条例を次のように制定する。

### 姫路市公共施設整備基金条例

#### (設置)

第1条 姫路市が設置する公共施設の整備及び改修（姫路市21世紀都市創造基金条例（平成14年姫路市条例第35号）第1条に規定する都市機能の高度化に資する拠点施設にあつては、改修に限る。）に要する資金に充てるため、姫路市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより積み立てるものとする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

#### (処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な場合に限り、処分することが

できる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 18号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

アイランドハウスいえしま荘民間活用事業者選定委員会条例について

アイランドハウスいえしま荘民間活用事業者選定委員会条例を次のように制定する。

アイランドハウスいえしま荘民間活用事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 市長の附属機関として、アイランドハウスいえしま荘民間活用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、アイランドハウスいえしま荘の民間活用事業者の選定に関する事項について審議し、及び審査し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 団体経営及び財務管理について専門的な知識を有する者
- (3) 編入前の家島町の区域に存する自治会又は連合自治会の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、これを非公開とする。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民局において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議 案 第 19号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会条例について

姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会条例を次のように制定する。

### 姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会条例

(設置)

第1条 市長の附属機関として、姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、姫路市新美化センター整備基本計画の策定について調査し、及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、これを公開とする。ただし、委員の発議により、出席した委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員会から付議された事項を所掌する。

3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林水産環境局において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議 案 第 20号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
について

姫路市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

姫路市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 女性自立支援施設の職員は、入所者に対し、虐待をしてはならない。

3 女性自立支援施設は、自らが入所者の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、入所者が安全に安心して日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第3条 女性自立支援施設は、この条例に定める基準を超えて、常に、その設備及び



運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（第16条第4項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
- (2) 入所者の自立支援（法第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上
- (3) 栄養士又は調理員 1以上
- (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上
- (5) 事務員 1以上
- (6) 女性自立支援施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、女性自立支援施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。
- (2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- (3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第11条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂

- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。

(2) 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室

食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第13条 一の居室の定員は、原則として1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立の支援等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、女性自立支援施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第15条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第17条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第19条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第20条 女性自立支援施設において、施設長は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

2 女性自立支援施設は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。

(電磁的記録)

第21条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記

録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(姫路市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)
- 2 姫路市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第50号）は、廃止する。  
(施設長の任用に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の姫路市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条の規定により施設長に任用されている者は、第10条の規定により任用された者とみなす。  
(女性自立支援施設の建物に関する経過措置)
- 4 女性自立支援施設（法附則第8条第3項の規定により女性自立支援施設とみなされたものに限る。次項において同じ。）の建物であって、平成25年3月31日以前に設置されたものについては、第11条第1項の規定は、適用しない。  
(居室の面積及び入所人員に関する経過措置)
- 5 女性自立支援施設における居室の床面積及び入所人員については、第11条第4項第1号ア及び第13条の規定にかかわらず、当分の間、附則第2項による廃止前の姫路市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第4項第1号ア及び第11条の規定によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。



議 案 第 21号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 姫路市墓地等の経営の許可等に関する条例について

姫路市墓地等の経営の許可等に関する条例を次のように制定する。

### 姫路市墓地等の経営の許可等に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営等の許可（以下単に「許可」という。）に係る手続、基準等を定めることにより、墓地等の安定的かつ永続的な経営の確保及び周辺環境との調和を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

#### (墓地等の経営主体)

第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者でなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 墓地 地方公共団体又は宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人であって、本市の区域内に事務所を有するものをいう。以下同じ。）
- (2) 納骨堂 地方公共団体、宗教法人又は認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体をいう。以下同じ。）

### (3) 火葬場 地方公共団体

#### (事前協議)

第4条 許可を申請しようとする者（以下「申請予定者」という。）は、墓地等の設置、変更又は廃止の計画（以下「設置等計画」という。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議があったときは、申請予定者に対し、設置等計画について必要な指導及び助言を行うことができる。

#### (標識の設置)

第5条 申請予定者は、規則で定めるところにより、設置等計画に係る敷地の外部から見やすい場所に、当該設置等計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。ただし、公衆衛生上の支障及び周辺環境に及ぼす影響が少ないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の標識は、設置等計画に係る許可を申請する日まで設置しなければならない。

3 申請予定者は、第1項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

#### (周辺住民等への説明)

第6条 申請予定者は、規則で定めるところにより、設置等計画に係る敷地の境界線からの水平距離が墓地又は納骨堂にあつては110メートル以内、火葬場にあつては220メートル以内の区域に存する土地又は建物を所有し、又は占有する者その他規則で定める者に対し、当該設置等計画について説明を行わなければならない。ただし、公衆衛生上の支障及び周辺環境に及ぼす影響が少ないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の説明は、前条第1項の規定により標識を設置した日から14日を経過した後でなければ、これを行うことができない。

3 申請予定者は、第1項の説明を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

#### (許可の基準)

第7条 市長は、許可の申請があつた場合において、第3条に定める者が第4条から

前条までに定める手続を経ており、かつ、当該申請に係る墓地等が第9条から第14条までに定める基準に適合するものでなければ、許可をしてはならない。

(許可の条件)

第8条 市長は、許可に際し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な範囲内で条件を付することができる。

(墓地等の経営の基準)

第9条 墓地等の経営は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 墓地等を安定的かつ永続的に経営するに足る経理的基礎を有すること。
- (2) 墓地等を適正に管理するため必要な体制が整備されていること。
- (3) 墓地又は納骨堂にあつては、費用、管理方法その他の使用に関する契約の内容が明確であること。

(墓地等の設置場所の基準)

第10条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 墓地等に係る土地及び建物は、墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (2) 墓地にあつては、学校、病院その他公共的施設及び住宅の敷地から110メートル以上離れた場所であり、かつ、国道、県道その他主要な道路及び鉄道に近接した場所でないこと。
- (3) 火葬場にあつては、学校、病院その他公共的施設及び住宅の敷地から220メートル以上離れた場所であること。
- (4) 宗教法人が経営しようとする墓地又は納骨堂にあつては、当該宗教法人の事務所が存する市立中学校の校区内であること。
- (5) 認可地縁団体が経営しようとする納骨堂にあつては、当該認可地縁団体が経営する墓地の敷地内又は敷地に隣接する場所であること。

2 前項の規定は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、土地の状況、墓地等の構造設備等を勘案し、公衆衛生の見地から支障がないと市長が認める場合においては、適用しない。

(墓地の構造設備の基準)

第11条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 墓地の周囲に垣、塀等が設けられ、隣地との境界が明らかにされていること。
- (2) 墳墓を設ける場所（次号において「墓所」という。）の数が、墓地の需要に応じた適正な数であること。
- (3) 個々の墓所に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路が設けられていること。
- (4) 墓地の区域内に緑地等が設けられていること。
- (5) 管理事務所が設けられていること。
- (6) ごみ処理設備、給水設備及び排水溝が設けられていること。
- (7) 飲料水を汚染するおそれがある場合にあっては、汚染防止のため必要な措置が講じられていること。

2 前項の規定は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、土地の状況、墓地の構造設備等を勘案し、公衆衛生の見地から支障がないと市長が認める場合においては、適用しない。

（納骨堂の構造設備の基準）

第12条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 堅固な建物であること。
- (2) 十分な換気が行われる設備が設けられていること。
- (3) 出入口及び焼骨を収蔵する設備に施錠装置が設けられていること。
- (4) 焼骨を収蔵する区画の数が、納骨堂の需要に応じた適正な数であること。

2 前項の規定は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、土地の状況、納骨堂の構造設備等を勘案し、公衆衛生の見地から支障がないと市長が認める場合においては、適用しない。

（火葬場の構造設備の基準）

第13条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火葬場の周囲に垣、塀等が設けられ、隣地との境界が明らかにされていること。
- (2) 火葬場の敷地内に緑地等が設けられていること。
- (3) 十分な防臭及び防じんに係る能力を有する火葬炉が設けられていること。

- (4) 残灰庫が設けられていること。
- (5) 管理事務所及び待合所が設けられていること。
- (6) ごみ処理設備、給水設備及び排水溝が設けられていること。

(縮小又は廃止の基準)

第14条 墓地等の変更(縮小に係るものに限る。)又は廃止は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂にあつては、縮小又は廃止に係る部分の改葬が完了し、墳墓又は焼骨を収蔵する設備を撤去するものであること。
- (2) 火葬場にあつては、縮小又は廃止に係る火葬設備を撤去するものであること。

2 前項の規定は、廃止しようとする墓地等について、新たに許可を受ける者がある場合においては、適用しない。

(完了検査等)

第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る墓地等の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長の検査を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該墓地等が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、許可を受けた者にその旨を通知するものとする。

3 許可を受けた者は、前項の規定による通知を受けた後でなければ当該許可に係る墓地等を使用してはならない。

(みなし許可の届出)

第16条 法第11条の規定により許可があつたものとみなされた墓地又は火葬場に係る事業の認可又は承認を受けた者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出に係る墓地又は火葬場を経営しようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(墓地等の変更の届出)

第17条 墓地等の経営者(許可を受けた者及び前条第2項の規定による届出を行った者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、次に掲げる事項を変更した

ときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 墓地等の名称
- (2) 墓地等の経営者の名称、所在地又は代表者の氏名
- (3) 法第12条に規定する管理者の氏名又は住所
- (4) 第11条第1項各号、第12条第1項各号又は第13条各号に掲げる墓地等の構造設備
- (5) その他規則で定める事項  
(名義貸しの禁止)

第18条 墓地等の経営者は、自己の名義をもって、他人に墓地等を経営させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反すると認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 墓地等の名称及び所在地
- (2) 墓地等の経営者の名称、所在地及び代表者の氏名
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ墓地等の経営者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(立入検査等)

第19条 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、当該職員に墓地若しくは納骨堂又は許可を受けることなく墓地等に相当する区域若しくは施設（次条において「無許可施設等」という。）に立ち入り、その区域若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又はその管理者から必要な報告を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(命令)

第20条 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、無許可施設等の整備改善又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じることができる。

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- (1) 第15条第3項の規定に違反した者
- (2) 第18条第1項の規定に違反した者
- (3) 第19条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (4) 前条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第16条第2項の規定に違反した者
- (2) 第17条の規定に違反した者

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に許可を受けて経営している墓地等のうち、第3条及び第9条から第13条までの規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に墓地等の変更（拡張に係るものに限る。）の許可を行う場合における当該変更に係る部分については、この限りでない。
- 3 施行日前にされた申請については、第3条から第15条までの規定は、適用しない。
- 4 施行日前にされた申請に係る許可を受けた者については、第17条第4号及び第5号の規定は、適用しない。

議 案 第 22号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員定数条例の一部を改正する条例について

姫路市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員定数条例の一部を改正する条例

姫路市職員定数条例（昭和24年姫路市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「230人」を「290人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議 案 第 23号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員退職手当条例の一部を改正する条例について

姫路市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員退職手当条例の一部を改正する条例

姫路市職員退職手当条例（昭和38年姫路市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第11項中「60年」を「65年」に改める。

附則に次の1条を加える。

（地方公営企業の管理者等に係る勤続期間の計算に関する経過措置）

第34条 令和13年3月31日までの間における第7条第11項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 24号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年姫路市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「264, 200円」を「266, 100円」に改め、同項第2号中「223, 200円」を「224, 600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る医師手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る医師手当の支給については、なお従前の例による。

議 案 第 25号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の育児休業等に関する条例及び姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市職員の育児休業等に関する条例及び姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員の育児休業等に関する条例及び姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(姫路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 姫路市職員の育児休業等に関する条例(平成4年姫路市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、学校職員給与条例」を「学校職員給与条例」に改め、「準用する給与条例第15条第1項」の次に「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の場合にあつては姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年姫路市条例第16号)第5条又は第8条において準用する給与条例第15条第1項」を加え、同条第2項中「、学校職員給与条例」を「学校職員給与条例」に改め、「準用する給与条例第15条の4第1項」の次に「、会計年度任用職員の場合にあつては姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第5条又は第8条において準用する給与条例第15条の4第1項」を加え、「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を削る。

(姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年姫路市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条各号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第4条第1号中「253,600円以上571,600円」を「264,700円以上573,200円」に改め、同条第2号中「149,700円以上381,000円」を「161,700円以上382,000円」に改め、同条第3号中「150,100円以上381,000円」を「162,100円以上382,000円」に改める。

第5条中「第15条の3」を「第15条の4」に改め、「第5項」の次に「並びに第15条の4第2項第1号及び第2号並びに第4項」を加え、同条の表中

「

第18条	、期末手当及び勤勉手当	及び勤勉手当
------	-------------	--------

を

」

「

第15条の4第1項	この条及び附則第34項第4号	この条
第15条の4第2項各号列記以外の部分	次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額 それぞれ当該各号に定める額	フルタイムの会計年度任用職員の総額 当該フルタイムの会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

に

」

改める。

第8条中「第15条の3」を「第15条の4」に改め、「第5項」の次に「並びに第15条の4第2項第1号及び第2号並びに第4項」を加え、同条の表第15条第4項の項の次に次のように加える。

第15条の 4第1項	この条及び附則第34 項第4号	この条
第15条の 4第2項各 号列記以外 の部分	次の各号に掲げる職員 の区分ごとの総額  それぞれ当該各号に定 める額	パートタイムの会計年度任用職員の総 額  当該パートタイムの会計年度任用職員 の勤勉手当基礎額に100分の102 .5を乗じて得た額の総額
第15条の 4第3項	給料の月額及びこれに 対する地域手当の月額	報酬の基本月額及びこれに対する地域 手当に相当する報酬

第8条の表第18条第2項第3号の項を削る。

第10条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 26号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

姫路市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年姫路市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 27号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年姫路市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ」を「使用する用語は、法において使用する用語の例」に改め、同条各号を削る。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。第3項において同じ。）」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報（生活保護関係情報には、）」を「利用特定個人情報（法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいい、生活保護関係情報には）」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1中

「

小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）及び難病（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に定める難病をいう。以下同じ。）の患者の福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

を

小児慢性特定疾病児童等の日常生活支援用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの

」

「

小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）の日常生活支援用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの

に改める。

」

別表第2市長の款小児慢性特定疾病児童等及び難病の患者の福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるものの項を削り、同款障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの項中「難病の患者に対する医療等に関する法律」の次に「（平成26年法律第50号）」を加える。

別表第3教育委員会の款学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるものの項中「地方税関係情報」の次に「、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）」を加え、同款姫路市立高等学校授業料等徴収条例による授業料等の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項及び義務教育を受けることが困難な児童及び生徒の就学援助に関する事務であって規則で定めるものの項中「地方税関係情報」の次に「、住民票関係情報」を加える。

附 則



この条例中別表第1から別表第3までの改正規定は令和6年4月1日から、第2条及び第4条の改正規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議 案 第 28号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市戸籍手数料等徴収条例の一部を改正する条例について

姫路市戸籍手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市戸籍手数料等徴収条例の一部を改正する条例

姫路市戸籍手数料等徴収条例（平成12年姫路市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同号キ中「届書」の次に「その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したもの」を、「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同号中キをクとし、カを削り、同号オ中「又は届書」を「、届書その他市長の受理した書類」に、「（カに定めるものを除く。）」を「の交付又は届書等情報の内容の証明書」に改め、「350円」の次に「（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書であって、上質紙を用いて交付する場合は1,400円）」を加え、同号中オをキとし、エをオとし、オの次に次のように加える。

カ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別

符号1件につき700円

第2条第1号ウ中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に定める電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

第3条第1項中「同条第1号キ」を「同条第1号ク」に改め、「交付」の次に「又は符号の発行」を加え、同条第2項中「前条第1号キ」を「前条第1号ク」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議 案 第 29号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市霊苑えい地清掃基金条例の一部を改正する条例について

姫路市霊苑えい地清掃基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市霊苑えい地清掃基金条例の一部を改正する条例

姫路市霊苑えい地清掃基金条例（昭和44年姫路市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

姫路市霊苑基金条例

第1条中「のえい地清掃事業（以下「事業」という。）」を「に係るえい地の清掃、永代使用料の還付及び施設等の整備」に、「姫路市霊苑えい地清掃基金」を「姫路市霊苑基金」に改める。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより積み立てるものとする。

2 前条の趣旨に添う寄附金は、基金に追加して積み立てることができる。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な場合に限り、処分することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 30号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立家島老人の家条例の一部を改正する条例について

姫路市立家島老人の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立家島老人の家条例の一部を改正する条例

姫路市立家島老人の家条例（平成18年姫路市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称 姫路市立家島坊勢老人の家

位置 姫路市家島町坊勢701番地208

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 31号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

姫路市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例

姫路市立老人福祉センター条例（平成18年姫路市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称 姫路市立家島老人福祉センター

位置 姫路市家島町真浦1769番地

第4条及び第5条を次のように改める。

（開館時間）

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 8月14日から同月16日まで
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで

第6条第1項中「別表第2第1項及び第2項の表区分の欄」を「別表区分の欄」に改める。

第10条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分	4時間以内につき	
	老人及び障害者	一般
和室	無料	円 3, 560
集会室		6, 110
会議室		1, 830
調理室		2, 540

備考

- 1 「老人」とは、60歳以上の者をいう。
- 2 「障害者」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者。ただし、同条の規定により身体に障害のある15歳未満の者につき、本人以外の者が身体障害者手帳の交付を受けた場合にあっては、本人とする。
  - (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において療育手帳の交付を受けた者
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 3 「一般」とは、老人及び障害者以外の者をいう。
- 4 冷暖房を使用する場合の使用料は、当該使用区分に係る使用料の額に当該使用料の2割に相当する額を加算した額とする。
- 5 使用時間が4時間を超える場合における当該超過時間に係る使用料は、当該使用区分に係る使用料（前項に該当するときは、同項により計算された額）を4で除して得た額に超過時間を乗じて得た額とする。この場合において、超過



時間の計算は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときはその端数時間を1時間として計算する。

6 前項における使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(姫路市立家島交流センター条例の一部改正)

2 姫路市立家島交流センター条例（令和5年姫路市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

(姫路市立老人福祉センター条例の廃止)

3 姫路市立老人福祉センター条例（平成18年姫路市条例第46号）は、廃止する。

議 案 第 32号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市農村公園条例の一部を改正する条例について

姫路市農村公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市農村公園条例の一部を改正する条例

姫路市農村公園条例（平成18年姫路市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条から第14条までを削り、第15条を第8条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の姫路市農村公園条例第11条第1項の規定により指定された指定管理者（以下「施行日前の指定管理者」という。）に係る同条例第13条に規定する事業報告書を提出しなければならない義務並びに施行日前の指定管理者の役員及び職員であった者に係る同条例第14条に規定する秘密を他に漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

議 案 第 33号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

姫路市福祉医療費助成条例（昭和48年姫路市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳幼児、こども等」を「こども」に改める。

第2条第5号を削り、同条第6号中「3歳の誕生日の属する月の翌月の初日から15歳」を「出生の日から18歳」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号及び第8号を削り、同条第9号を同条第6号とし、同条第10号中「乳幼児、こども等」を「こども」に改め、同号を同条第7号とし、同条第11号を同条第8号とし、同条第12号から第15号までを3号ずつ繰り上げる。

第3条第1項第1号中「乳幼児又はこども等」を「こども」に、「こども等」を「こども」に改め、「（高校生等に係る入院以外の療養にあつては、当該高校生等の保護者に現に監護し、又は生計を維持する乳幼児及びこども等並びに生計を維持する子（以下「被生計維持者」という。）が3人以上ある場合に限る。）」を削り、同項第2号及び第3号中「乳幼児及びこども等」を「こども」に改め、同条第5項第1号中「第43条第2号」を「第43条」に、「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第6号を削り、同条第6項中「第6号」を「第5号」に改め、同条第7項中「及び第6号」を削り、同条第8項中「及び第6号」を削り、「、重度障害者の民法」を「又は重度障害者の民法」に改め、「、こども等の同項に定める扶養義務者で当該こども等の生計を維持するもの又はこども等の保護者」を削

り、同条第9項中「及び第6号」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、第3条第5項第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の第3条（第5項第1号を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年姫路市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の項並びに別表第2市長の款姫路市福祉医療費助成条例による乳児及び子ども等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項及び国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項中「乳児及び子ども等」を「子ども」に改める。

議 案 第 34号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第61号)の一部を次のように改正する。

目次中「第149条の4」を「第149条の5」に、

「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第160条—第161条) を

「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第160条—第161条)

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針(第161条の2) に

第2節 人員に関する基準(第161条の3・第161条の4)

第3節 設備に関する基準(第161条の5)

第4節 運営に関する基準(第161条の6—第161条の9) 」

改める。

第2条第1項第3号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改め、同項第17号中「、指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条第1項中「及び第4章並びに第7章」を「、第4章、第8章、第9章及び第10章」に改める。

第7条第1項中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第8条中「において、重度訪問介護」の次に「に係る指定障害福祉サービスの事業」を加える。

第26条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第27条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同条第3項中「居宅介護計画作成後」を「第1項の居宅介護計画の作成後」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第40条第4項中「市長」を「都道府県知事」に改める。

第46条第1項中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第49条第2項中「ほか、重度訪問介護」の次に「に係る基準該当障害福祉サー

ビスの事業」を加える。

第51条第7項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第59条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第80条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第87条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター等」を「障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）

等」に改める。

第95条の4第1項第1号及び第2号中「第149条の3」を「第149条の4」に改める。

第106条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第123条中「第30条」の次に「、第31条第4項」を加える。

第143条第1項第1号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第149条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第149条の4を第149条の5とし、第149条の3を第149条の4とし、第149条の2の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施



設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第150条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第150条中「基準該当障害福祉サービス（」の次に「第150条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を加え、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所」を、「当該指定通所介護事業所等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第150条の2の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）  
第150条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等に

より自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第159条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

## 第9章の2 就労選択支援

### 第1節 基本方針

（基本方針）

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択

支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### (準用)

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

## 第3節 設備に関する基準

### (準用)

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

## 第4節 運営に関する基準

### (実施主体)

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等

の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対し

て進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条(第2項第1号を除く。)、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第158条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第158条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第171条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第172条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第185条中「及び第147条」を「、第147条及び第171条の2」に改める。

第190条中「第147条」の次に「、第171条の2、第180条第6項」を、「第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と」の次に「、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と」を加える。

第194条中「第147条」の次に「、第171条の2、第180条第6項」を、「第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と」の次に「、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と」を加える。

第194条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第194条の7中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第194条の14第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(7) 利用者の数が60以下 1以上

(4) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(7) 利用者の数が30以下 1以上

(4) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第194条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第194条の17を次のように改める。

第194条の17 削除

第194条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条第1項中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「ことにより」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第194条の20中「準用する次条第1項」との次に「、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と」を加え、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第195条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第199条第3項中「必要な援助」の次に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第202条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第203条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第203条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第203条の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第211条の10において「地域連携推進会議



」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第210条に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第211条中「、第76条」を削る。

第211条の2中「入浴、排せつ、」を「相談、入浴、排せつ若しくは」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第211条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第211条の10の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況等」を「実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第211条の11中「、第76条」を削る。

第212条中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第213条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第222条中「、第76条」を削り、「第203条」を「第203条の2」に改める。

第223条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第226条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第227条第1項中「他の職務に」の次に「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に」を加える。

第229条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第230条第1項中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。

附則第2条第1項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第6条中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第12条第1項及び第2項中「区分省令」を「区分命令」に、「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

（姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

7 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的を確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

8 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊

重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条第1項第1号ア（イ）及びウ並びに第2号ア（ア）及びウ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第26条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第27条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第27条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第28条の2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）

を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

- 4 指定障害者支援施設等は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第28条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定

障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第51条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第57条第4項中「市長」を「都道府県知事」に改める。

第58条を次のように改める。

#### 第58条 削除

（姫路市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

### 第3条 姫路市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平

成 24 年姫路市条例第 63 号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 章 自立訓練（生活訓練）（第 56 条—第 60 条）」を

「第 5 章 自立訓練（生活訓練）（第 56 条—第 60 条）」に改める。

第 5 章の 2 就労選択支援（第 60 条の 2—第 60 条の 8）」

第 2 条第 1 項第 3 号中「、医療型児童発達支援（同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第 4 項」を「同条第 3 項」に、「同条第 5 項」を「同条第 4 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 5 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「次章から」の次に「第 5 章まで及び第 6 章から」を加える。

第 16 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第 17 条第 2 項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第 10 項中「第 7 項」を「第 8 項」に、「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、同条第 7 項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第 24 条の 26 第 2 項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号及び第4項並びに第52条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条及び第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

## 第5章の2 就労選択支援

### (基本方針)

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

### (規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

### (職員の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上



2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を

招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

- 4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第61条の次に次の1条を加える。

（規模）

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という

。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条中「就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)」を「就労移行支援事業所」に改める。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改め、「第37条ただし書及び」を削る。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加える。

第88条中「、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削る。

附則第2条第1項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第4条第2項中「第5条第21項」を「第5条第28項」に改める。

(姫路市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 姫路市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

6 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

7 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サ

ービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第1項第2号ア（イ）及びウ並びに第3号ア（ア）及びウ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに

判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況

等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

#### 第44条 削除

（姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 第5条 姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年姫路市条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）を

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条—第77条）」

「第3章 削除」に改める。

第2条第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同条第2号及び第10号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第13号中「、第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条の見出し及び同条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第3項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第4項中「指定障害児通所支援事業者等は、自らが当該指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者は、自らが当該指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第5項中「指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条第1号中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要と

される数の従業者を置かなければならない。

第7条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで（第1項第1号を除く。）」を「（第1号を除く。）」、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条第1項中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書及び同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、第2項に掲げる設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加



える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第27条第5項中「前項の評価及び」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する」に改め、「内容を」の次に「、保護者に示すとともに、」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならない。

第27条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するた

めの配慮をしなければならない。

第27条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を

加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第61条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第3章を次のように改める。

### 第3章 削除

第67条から第77条まで 削除

第78条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第81条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第87条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第91条第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に改め、「以下」の次に「この項において単に」を加え、「訓練等」を「支援」に、「）を行い、及び」を「）を行い、並びに」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第97条中「第4項及び第5項を除く。）」を「第6項及び第7項を除く。）」、第27条の2」に、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第53条」を「及び第53条」に改め、「及び第76条」を削り、「居宅訪問型児童発達支援計画」との次に「、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければなら

ない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第102条中「及び第5項を除く。）」を「を除く。）」、「第27条の3」に、「第50条、第51条」を「から第51条まで」に改め、「第76条」を削り、「第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」の次に「第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と」を、「従業者の勤務の体制」と」の次に「第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第103条中「第3項及び第6項を除く。）」、「第68条」を「第4項及び第5項を除く。）」に、「第4項」を「第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、並びに同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」に改める。

第105条第1項中「第71条」を削り、同条第2項中「第71条」、「指定医療型児童発達支援」及び「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「第71条」を削る。

第106条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事

業者」に改め、「第77条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(1) 第1条中姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例目次の改正規定（「第149条の4」を「第149条の5」に改める部分を除く。）、同条例第2条第3号及び第3条第1項の改正規定、同条例第9章の次に1章を加える改正規定、同条例第171条の次に1条を加える改正規定、同条例第185条の改正規定、同条例第190条の改正規定（「第147条」の次に「第171条の2」を加える部分に限る。）並びに同条例第194条の改正規定（「第147条」の次に「第171条の2」を加える部分に限る。）

(2) 第3条中姫路市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例目次の改正規定、同条例第3条第1項の改正規定、同条例第5章の次に1章を加える改正規定、同条例第68条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第84条及び第87条の改正規定

(3) 第5条中姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第50条第1項の改正規定

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第203条の2（同条例第222条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第211条の10の規定の適用については、同条例第203条の2第2項及び第3項並びに第211条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とある

のは「設けるよう努めなければ」と、同条例第203条の2第4項及び第211条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第28条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

4 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第28条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

5 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の姫路市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新障害者支援施設基準条例」という。）第20条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

7 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。この項及び次項において「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（次項において「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第5条の規定による改正後の姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に

- 関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 8 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 9 この条例の施行の際現に指定を受けている第5条の規定による改正前の姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧指定通所支援基準条例」という。）第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 10 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 11 新指定通所支援基準条例第27条の2（第59条、第63条、第84条、第85条、第89条及び第97条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

議 案 第 35号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市介護保険法に係る事務手数料徴収条例の一部を改正する条例  
について

姫路市介護保険法に係る事務手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市介護保険法に係る事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

姫路市介護保険法に係る事務手数料徴収条例（平成24年姫路市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第23号を第25号とし、第22号を第24号とし、第21号の次に次の2号を加える。

(22) 法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者により当該地域包括支援センターと一体的に運営されるものを除く。）に対する審査 指定介護予防支援事業者指定申請手数料 14,000円

(23) 法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者により当該地域包括支援センターと一体的に運営されるものを除く。）に対する審査 指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料 7,000円

附 則



この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 36号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市社会福祉事業施設条例の一部を改正する条例について

姫路市社会福祉事業施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市社会福祉事業施設条例の一部を改正する条例

姫路市社会福祉事業施設条例（昭和51年姫路市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第10条中「姫路市立つくし児童園、姫路市立白鳥園」を「姫路市立こども発達支援センター」に改める。

別表第1中

「

姫路市立つくし児童園	姫路市増位新町二丁目37番地
姫路市立白鳥園	姫路市増位新町二丁目37番地

を

」

「

姫路市立こども発達支援センター	姫路市増位新町二丁目37番地
-----------------	----------------

に改める。

」

別表第3 姫路市立つくし児童園の項を次のように改める。

姫路市立こども発達支援センター	1日につき60人
-----------------	----------

別表第3 姫路市立白鳥園の項を削る。

別表第5中

「

「

姫路市立つくし児童園
姫路市立白鳥園

を

姫路市立こども発達支援センター
-----------------

に改める。

別表第7中

姫路市立つくし児童園	次の各号に掲げる額のうち、左に掲げるそれぞれの施設に係る額 (1) 児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費の額に同条第1項に規定する通所特定費用を加えた額
姫路市立白鳥園	(2) 児童福祉法第24条の26第2項に規定する障害児相談支援給付費の額 (3) 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する計画相談支援給付費の額

を

姫路市立こども発達支援センター	次に掲げる額 (1) 児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費の額に同条第1項に規定する通所特定費用を加えた額 (2) 児童福祉法第24条の26第2項に規定する障害児相談支援給付費の額 (3) 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する計画相談支援給付費の額
-----------------	---

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に姫路市社会福祉事業施設条例第4条の2の規定によりなされた姫路市立つくし児童園及び姫路市立白鳥園に係る入所等の許可であって、当該許可の期間の末日が施行日以後であるものについては、同条の規定によりなされた姫路市立こども発達支援センターに係る入所等の許可とみなす。

議 案 第 37号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市介護保険条例の一部を改正する条例について

姫路市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市介護保険条例の一部を改正する条例

姫路市介護保険条例（平成12年姫路市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（市町村特別給付）

第2条の2 市は、離島地域における介護保険サービス提供体制の確保を図るため、法第19条第1項の規定による要介護認定又は同条第2項の規定による要支援認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）が、編入前の家島町の区域内において介護サービス等（法第115条の35第1項に規定する介護サービス及び法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業をいう。以下同じ。）を提供する事業所を設置する者（以下「離島部介護サービス等事業者」という。）から介護サービス等を受けたときは、法第62条に規定する市町村特別給付として、当該要介護被保険者等に対し、離島部介護サービス費を支給する。

2 要介護被保険者等が前項に規定する離島部介護サービス等事業者から介護サービス等を受けたときは、市は、要介護被保険者等が当該離島部介護サービス等事業者を支払うべき当該介護サービス等に要した費用について、離島部介護サービス費として当該要介護被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該要介護被保険者等に代わり、当該離島部介護サービス等事業者を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者等に対し第1項に規定す

る離島部介護サービス費の支給があったものとみなす。

4 前3項に規定するもののほか、第1項に規定する離島部介護サービス費の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「37, 200円」を「33, 850円」に改め、同項第2号中「52, 080円」を「50, 960円」に改め、同項第3号中「55, 800円」を「51, 330円」に改め、同項第6号イ、第7号イ及び第8号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号ア中「400万円以上700万円」を「420万円以上520万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第11号ア中「700万円以上1, 000万円」を「520万円以上620万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第13号イ」を加え、同項第12号中「148, 800円」を「171, 120円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 148, 800円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 159, 960円

ア 合計所得金額が720万円以上1, 000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項

第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,320円」を「21,200円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,320円」を「21,200円」に、「37,200円」を「36,080円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,320円」を「21,200円」に、「52,080円」を「50,960円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第11号まで」を「第13号まで」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議 案 第 38号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例について

姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める  
条例の一部改正)

第1条 姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第7条中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。



3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第45条及び第51条中「同一敷地内にある」を削る。

第55条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第55条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条及び第67条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第73条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第73条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第3項中「第81条第1項に規定する人員」を「第81条第1項から第3項までに規定する人員」に、「第1項に規定する基準」を「前3項に規定する基準」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、姫路市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第56号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条又は姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年姫路市条例第31号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第86条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第87条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第89条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第86条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第96条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第98条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第96条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第102条中「同一敷地内にある」を削る。

第106条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第113条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第106条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第116条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第134条中「同一敷地内にある」を削る。

第138条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第3条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第141条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第142条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第146条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3

号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第141条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第150条中「同一敷地内にある」を削る。

第156条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第168条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第168条の2とし、第167条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第168条 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的

に開催しなければならない。

第175条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため

、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第180条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第182条及び第182条の3中「第168条第2項第2号」を「第168条の2第2項第2号」に改める。

第185条中「同一敷地内にある」を削る。

第189条中「第168条第2項第2号」を「第168条の2第2項第2号」に改める。

第191条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第192条第1項第1号中「姫路市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第56号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第43条」を「介護医療院基準条例第44条」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第193条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規

定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第195条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第203条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」及び「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第204条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第205条中「及び第167条」を「、第167条及び168条」に改める。

第208条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護」に、「次のとおりとする」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第193条第1項に規定する設備」を「第193条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。



(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

#### イ 廊下幅

- 1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

#### ウ 機能訓練室

- 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

#### エ 浴室

- 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア（イ）の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

### 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

#### ア ユニット

##### (ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入

所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

#### (イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

#### (ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

#### (エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

#### イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

#### ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

#### エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア（イ）の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第210条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第215条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第216条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第219条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第238条において準用する第168条に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第220条中「同一敷地内にある」を削る。

第229条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

第229条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。  
第235条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定

めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第237条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第238条中「及び第160条」を「、第160条及び第168条」に改める。

第242条中「同一敷地内にある」を削る。

第248条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第251条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第252条中「同一敷地内にある」を削る。

第256条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第256条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第257条第1項中「内容等」を「内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等」に改め、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福

祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告しなければならない。

第262条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第263条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第256条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第264条及び第266条中「第109条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第109条第2項」に改め、「「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第269条中「同一敷地内にある」を削る。

第274条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとと



もに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第274条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第275条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第276条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第274条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第277条中「第109条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第109条第2項」に改め、「「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「

福祉用具専門相談員」と」を加える。

(姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第51条中「同一敷地内にある」を削る。

第56条の4第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第57条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第60条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第62条及び第67条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第75条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第78条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第78条第15号中「及び第10号から第14号まで」を「、第9号及び第12号から前号まで」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第81条第3項中「第82条第1項に規定する人員」を「第82条第1項から第3項までに規定する人員」に、「第1項に規定する基準」を「前3項に規定する基準」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、姫路市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第56号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条又は姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年姫路市条例第31号。以下「介護医療院基準条例」と

いう。) 第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第85条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第88条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第88条第1号中「第4条」を「第4条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を、「指定介護予防サービス等をいう。」の次に「第252条第4号及び第266条第3号において同じ。」を加え、同条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第88条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第94条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第97条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第97条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第119条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第3条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第124条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第127条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第127条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第127条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第132条中「同一敷地内にある」を削る。

第138条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第141条第2項中「第4条」を「第4条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第142条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第142条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第143条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定によ

る」に改める。

第159条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第169条中「同一敷地内にある」を削る。

第175条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第176条第1項第1号中「姫路市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第56号)」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第43条」を「介護医療院基準条例第44条」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項」を「同項」に改める。

第177条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第179条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。



(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第181条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」及び「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第182条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第183条中「及び第142条」を「、第142条及び第142条の2」に改める。

第193条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護」に、「次のとおりとする」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第208条第1項に規定する設備」を「第208条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人としてすることができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同

生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア（イ）の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

#### ア ユニット

##### (ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする

こと。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第196条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第197条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第205条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第219条において準用する第142条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため

、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第206条中「同一敷地内にある」を削る。

第212条の次に次の1条を加える。

(口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理)

第212条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔<sup>くわう</sup>の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第216条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければなら

ない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第218条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第219条中「第56条の2の2、第56条の4」の次に「から第56条の8まで、第56条の10」を加え、「(第56条の9第2項を除く。)」を削り、「及び第141条の2」を「、第141条の2及び第142条の2」に改め、「第56条の2の2第2項、」の次に「第56条の4第1項並びに」を加え、「並びに第56条の4第1項」を削り、「同項」を「第56条の4第1項」に改める。

第230条中「同一敷地内にある」を削る。

第235条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第236条中「第56条の2の2、第56条の4」の次に「から第56条の8まで、第56条の10」を加え、「(第56条の9第2項を除く。)」を削り、「、第211条から第213条まで」を「から第212条まで、第213条」に改める。

第240条第1項中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政令第412号)」を加える。

第241条中「同一敷地内にある」を削る。

第248条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第249条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第252条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第252条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第252条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。



第253条第1項中「期間等」を「期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等」に改め、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。  
第258条中「同一敷地内にある」を削る。

第263条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第266条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第266条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第266条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第267条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第5号中「第68条」を「第68条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項中「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第8条中「同一敷地内にある」を削る。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」

という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第50条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第51条中「同一敷地内の」を削る。

第54条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第54条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条の4中「同一敷地内にある」を削る。

第62条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第62条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第62条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第62条の24第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第62条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第62条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め

、同号と同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第62条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第65条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第68条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第69条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第73条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第74条第1項中「及び次条」を削る。

第82条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第73条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第85条第6項の表中欄中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第86条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれか

が併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第115条」の次に「、第196条第3項」を加える。

第95条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第109条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第109条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる

ものとする。)を定期的を開催しなければならない。

第110条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第114条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第124条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第128条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第130条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第131条中「及び第107条」を「、第107条及び第109条の2」に改める。

第133条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第152条において準用する第109条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。



第134条中「同一敷地内にある」を削る。

第150条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第151条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第152条中「及び第102条」を「、第102条及び第109条の2」に改める。

第155条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第156条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」

を加える。

第169条の2第1項中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第170条中「同一敷地内にある」を削る。

第171条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第176条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「利用者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第176条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で

、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第180条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第181条中「及び第62条の17第1項から第4項まで」を「、第62条の17第1項から第4項まで及び第109条の2」に改める。

第191条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第193条中「第62条の17第1項から第4項まで」の次に「、第109条の2」を加える。

第195条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第196条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第201条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第205条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第206条中「及び第109条」を「、第109条及び第109条の2」に改める。

（姫路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 姫路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第47条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第44条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第47条第6項の表中欄中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第48条第1項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務若しくは

同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第50条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第51号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第66条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第56条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第66条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策

を検討するための委員会の設置)

第66条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第67条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第75条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第82条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第86条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感

染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第88条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第89条中「及び第64条」を「、第64条及び第66条の2」に改める。

(姫路市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 姫路市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第10項中「平成24年姫路市条例第53号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。」を加え、同条に次の3項を加える。

11 指定介護老人福祉施設(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。)に姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第51号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第149条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な



支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第52号）第131条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準条例第62条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は姫路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第54号）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設的生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準条例第85条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準条例第195条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第24条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に

1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第 25 条中「同一敷地内にある」を削る。

第 33 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第 1 項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第 33 条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合

においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第42条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（姫路市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 姫路市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第18条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第25条中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第2項第1号及び第2号中「又は食中毒」を「及び食中毒」に改める。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療

機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に行うなければならない。

第41条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修

を受講するよう努めなければならない。

(姫路市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 姫路市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第12条第5項中「同一敷地内にある」を削る。

第25条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第25条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症

(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

(姫路市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 姫路市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第12条に次の2項を加える。

8 特別養護老人ホーム(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この条において同じ。)に姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第51号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第149条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第131条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、

当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第53号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第62条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は姫路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第54号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第22条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第27条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。



ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第27条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第31条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策

を検討するための委員会の設置)

第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第41条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第46条第11項中「姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第51号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第149条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第131条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）」を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条第12項中「姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第53号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に、「姫路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第54号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改める。

第53条中「第22条まで」の次に「、第24条の2」を加え、「、第32条」を「から第32条まで」に改める。

(姫路市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 姫路市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第31項第2項の」の次に「規定による」を加え、同項第5号中「第33条第2項の」の次に「規定による」を加える。

第11条第4項中「同一敷地内にある」を削る。

第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費

老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第38条第3項中「同一敷地内にある」を削る。

第41条第1項中「、交付」を削る。

（姫路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 姫路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第26号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数

を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはな

らない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第13号の2中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項

第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(姫路市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 姫路市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第12条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4



号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年姫路市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第2項第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所

者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医

療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第13条 姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年姫路市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2条及び第3条を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第3条第5項（新居宅サービス等基準条例第92条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第99条において準用する場合に限る。）並びに第2条の規定による改正後の姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第5項（新介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第56条の10の2（新介護予防サービス等基準条例第95条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準条例第97条及び新介護予防サービス等基準条例第93条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のため

の措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第32条の2（新居宅サービス等基準条例第99条において準用する場合に限る。）及び新介護予防サービス等基準条例第56条の2の2（新介護予防サービス等基準条例第95条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中第67条、第73条、第79条、第82条、第86条、第87条、第89条、第96条、第98条、第138条、第141条、第142条、第146条並びに第192条第1項第1号及び第5号（「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第43条」を「介護医療院基準条例第44条」に改める部分に限る。）の改正規定並びに第2条中第67条、第75条、第78条、第79条、第81条、第85条、第88条、第94条、第97条、第119条、第124条、第127条並びに第176条第1項第1号及び第5号（「介護医療院の人員の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第43条」を「介護医療院基準条例第44条」に改める部分に限る。）の改正規定は、同年6月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第34条第3項（新

居宅サービス等基準条例第43条の3、第48条、第60条、第64条、第80条、第90条、第99条、第114条、第116条、第136条、第147条、第169条（新居宅サービス等基準条例第182条において準用する場合を含む。）、第182条の3、第189条、第205条（新居宅サービス等基準条例第217条において準用する場合を含む。）、第238条及び第249条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新居宅サービス等基準条例第262条第3項（新居宅サービス等基準条例第266条及び第277条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第56条の4第3項（新介護予防サービス等基準条例第64条、第76条、第86条、第95条、第125条、第144条（新介護予防サービス等基準条例第161条において準用する場合を含む。）、第166条の3、第173条、第183条（新介護予防サービス等基準条例第198条において準用する場合を含む。）、第219条及び第236条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新介護予防サービス等基準条例第248条第3項（新介護予防サービス等基準条例第255条及び第264条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第35条第3項（新地域密着型サービス基準条例第62条、第62条の20、第62条の20の3、第62条の38、第83条、第111条、第131条、

第152条、第181条、第193条及び第206条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の姫路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第33条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第68条及び第89条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第5条の規定による改正後の姫路市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第34条第3項(新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第6条の規定による改正後の姫路市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第34条第3項(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第9条の規定による改正後の姫路市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)第28条第3項(新軽費老人ホーム基準条例第40条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第10条の規定による改正後の姫路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第24条第3項(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については

、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第11条の規定による改正後の姫路市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第23条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第12条の規定による改正後の姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第35条第3項（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第156条第6項（新居宅サービス等基準条例第182条の3及び第189条において準用する場合を含む。）、第175条第8項、第195条第6項及び第210条第8項、新介護予防サービス等基準条例第138条第3項（新介護予防サービス等基準条例第161条、第166条の3及び第173条において準用する場合を含む。）及び第179条第3項（新介護予防サービス等基準条例第198条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第95条第7号及び第201条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第56条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第168条（新居宅サービス等基準条例第182条、第182条の3、第



189条、第205条（新居宅サービス等基準条例第217条において準用する場合を含む。）及び第238条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第142条の2（新介護予防サービス等基準条例第161条、第166条の3、第173条、第183条（新介護予防サービス等基準条例第198条において準用する場合を含む。）及び第219条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第109条の2（新地域密着型サービス基準条例第131条、第152条、第181条、第193条及び第206条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第89条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第40条の3（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第39条の3（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、第10条の規定による改正後の姫路市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第31条の3（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第40条の3（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第229条の2及び新介護予防サービス等基準条例第212条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第6条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第176条第1項（新地域密着型サービス基準条例第193条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第33条第1項（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護

老人保健施設基準条例第33条第1項（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、第7条の規定による改正後の姫路市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第25条第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第27条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第34条第1項（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議 案 第 39号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第33条中「婦人相談所等」を「女性相談支援センター等」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 40号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例について

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例（平成12年姫路市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び第2号」を削り、同項第2号中「第1号」を「前号」に改め、同項中第45号の3の2を第45号の3の3とし、第45号の3の次に次の1号を加える。

(45)の3の2 建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく建築基準法令の適用を受けない建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査 建築基準法令の適用を受けない建築物の大規模修繕又は大規模模様替の認定に係る申請手数料 27,000円

第2条第1項第53号を次のように改める。

(53) 削除

第2条第1項第63号及び第64号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同項第72号中「建築基準法施行規則」の次に「（昭和25年建設省令第40号）」を加え、同項第78号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第81号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号、第2号、第53号、第63号、第64号及び第72号の改正規定は、公布の日から施行する。

議 案 第 41号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

姫路市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年姫路市条例第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

姫路市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に、「市民」を「手続等に係る関係者」に、「を図るとともに、」を「並びに」に、「に資する」を「を図り、もって市民生活の向上に寄与する」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 本市又はその機関

イ アに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第6号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の市の機関等又は民間事業者（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第4号に規定する民間事業者であつて、市の機関等を除いたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を経由して行われる申請等における当該他の市の機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第2条第7号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の市の機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の市の機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の市の機関等又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第3条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「申請等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成

25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において証紙をもってすることその他の使用料、手数料その他の歳入(以下この項において「使用料等」という。)の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

第4条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「(市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法



」に、「同項の処分通知等」を「当該処分通知等」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。））」とする。

第5条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「書類の縦覧等を」を「書類により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する」を「当該縦覧等に関する他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「電磁的記録の作成等を」を「電磁的記録により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「作成等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録によ

り行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第8条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関等が」を「市の機関等は、」に、「使用して行わせ、又は」を「使用方法により」に改め、「できる」の次に「当該市の機関等に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用」を「本市は、情報通信技術を活用した行政」に改め、「図るため、」の次に「市の機関等の手続等に係る」を加え、同条第2項中「市」を「本市」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術の活用」に改め、同条第3項中「市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用」を「本市は、情報通信技術を活用した行政」に、「当該手続等」を「市の機関等の手続等」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電

子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の姫路市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(以下「新条例」という。)第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、同日前に行われた申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の姫路市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等は、新条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなす。

議 案 第 42号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正  
する条例について

姫路市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように制定する。

姫路市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正  
する条例

姫路市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（令和3年姫路市条例第54  
号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。  
別表第2中「夢前町玉田、」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 43号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市消防団条例の一部を改正する条例について

姫路市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市消防団条例の一部を改正する条例

姫路市消防団条例（昭和25年姫路市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2 姫路市家島町消防団の項中「121,400円」を「126,400円」  
に、「65,000円」を「75,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 44号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

姫路市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年姫路市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中

「

12,440円	13,320円	14,200円
10,670	11,550	12,440
8,900	9,790	10,670

を

」

「

円	円	円
12,500	13,350	14,200
10,800	11,650	12,500
9,100	9,950	10,800

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた姫路市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議 案 第 45号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例について

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例

姫路市火災予防条例（昭和37年姫路市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項第1号中「延面積が、主要構造部」を「延べ面積が、特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「建築基準法第2条第9号の3イ」を「同条第9号の3イ」に改め、同項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第39条第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議 案 第 46号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市消防事務手数料徴収条例の一部を改正する条例について

姫路市消防事務手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市消防事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

姫路市消防事務手数料徴収条例（平成12年姫路市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表(2)の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 47号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 姫路市敬老金条例を廃止する条例について

姫路市敬老金条例を廃止する条例を次のように制定する。

#### 姫路市敬老金条例を廃止する条例

姫路市敬老金条例（昭和45年姫路市条例第6号）は、廃止する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の姫路市敬老金条例第2条に規定する支給すべき事由が生じた者に係る敬老金の支給及び返還については、なお従前の例による。

議 案 第 48号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市都市開発事業及び都市整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する条例及び姫路市都市開発事業及び都市整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例について

姫路市都市開発事業及び都市整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する条例及び姫路市都市開発事業及び都市整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

姫路市都市開発事業及び都市整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する条例及び姫路市都市開発事業及び都市整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 姫路市都市開発事業及び都市整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する条例（昭和40年姫路市条例第52号）
- (2) 姫路市都市開発事業及び都市整備事業の設置等に関する条例（昭和41年姫路市条例第49号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和5年度の都市開発整備事業及び都市整備事業の決算に係るこの条例による廃止前の姫路市都市開発事業及び都市整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する条例の規定による地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等

の適用については、なお従前の例による。

- 3 令和5年度の都市開発整備事業及び都市整備事業に係るこの条例による廃止前の姫路市都市開発事業及び都市整備事業の設置等に関する条例第6条の規定により業務の状況を説明する書類を作成し、及び公表しなければならない義務については、なお従前の例による。



議 案 第 50号

令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立家島交流センターに係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立家島交流センター

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市家島町宮109番16

(2) 名 称 いえしまコンシェルジュ株式会社

(3) 代表者 代表取締役 中西 和也

3 指定の期間

姫路市立家島交流センター条例（令和5年姫路市条例第39号）の施行の日から  
令和11年3月31日まで

議 案 第 51号  
令和 6年 2月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 市道路線の認定及び廃止について

下記路線を市道として認定し、及び廃止したい。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により提出する。

#### 記

#### 1 認定する路線

路 線 名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
砥堀 90号線	姫路市砥堀913番9地先	
	姫路市砥堀1125番1地先	
砥堀 106号線	姫路市仁豊野564番2地先	
	姫路市仁豊野564番1地先	
荒川 380号線	姫路市岡田617番22地先	
	姫路市岡田617番23地先	
荒川 381号線	姫路市苫編336番2地先	
	姫路市苫編335番7地先	
荒川 382号線	姫路市苫編400番3地先	
	姫路市苫編387番3地先	
糸引 171号線	姫路市東山91番18地先	
	姫路市東山114番4地先	

糸引	195号線	姫路市継292番1地先	
		姫路市継292番7地先	
飾磨	574号線	姫路市飾磨区構四丁目318番2地先	
		姫路市飾磨区構四丁目318番4地先	
八幡	394号線	姫路市広畑区則直171番14地先	
		姫路市広畑区則直171番20地先	
旭陽	258号線	姫路市網干区坂上384番5地先	
		姫路市網干区坂上383番20地先	
花田	196号線	姫路市花田町小川331番5地先	
		姫路市花田町小川331番7地先	
花田	197号線	姫路市花田町加納原田505番23地先	
		姫路市花田町加納原田509番3地先	
四郷	136号線	姫路市四郷町東阿保842番1地先	
		姫路市四郷町東阿保840番5地先	

## 2 廃止する路線

路線名	起	点	重要な 経過地
	終	点	
砥堀	90号線	姫路市砥堀913番9地先	
		姫路市砥堀1161番17地先	
糸引	171号線	姫路市東山49番1地先	
		姫路市東山91番18地先	
英賀	9号線	姫路市飾磨区山崎292番1地先	
		姫路市飾磨区山崎292番1地先	



# 《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

砥堀

国道312号(播但連絡道路)

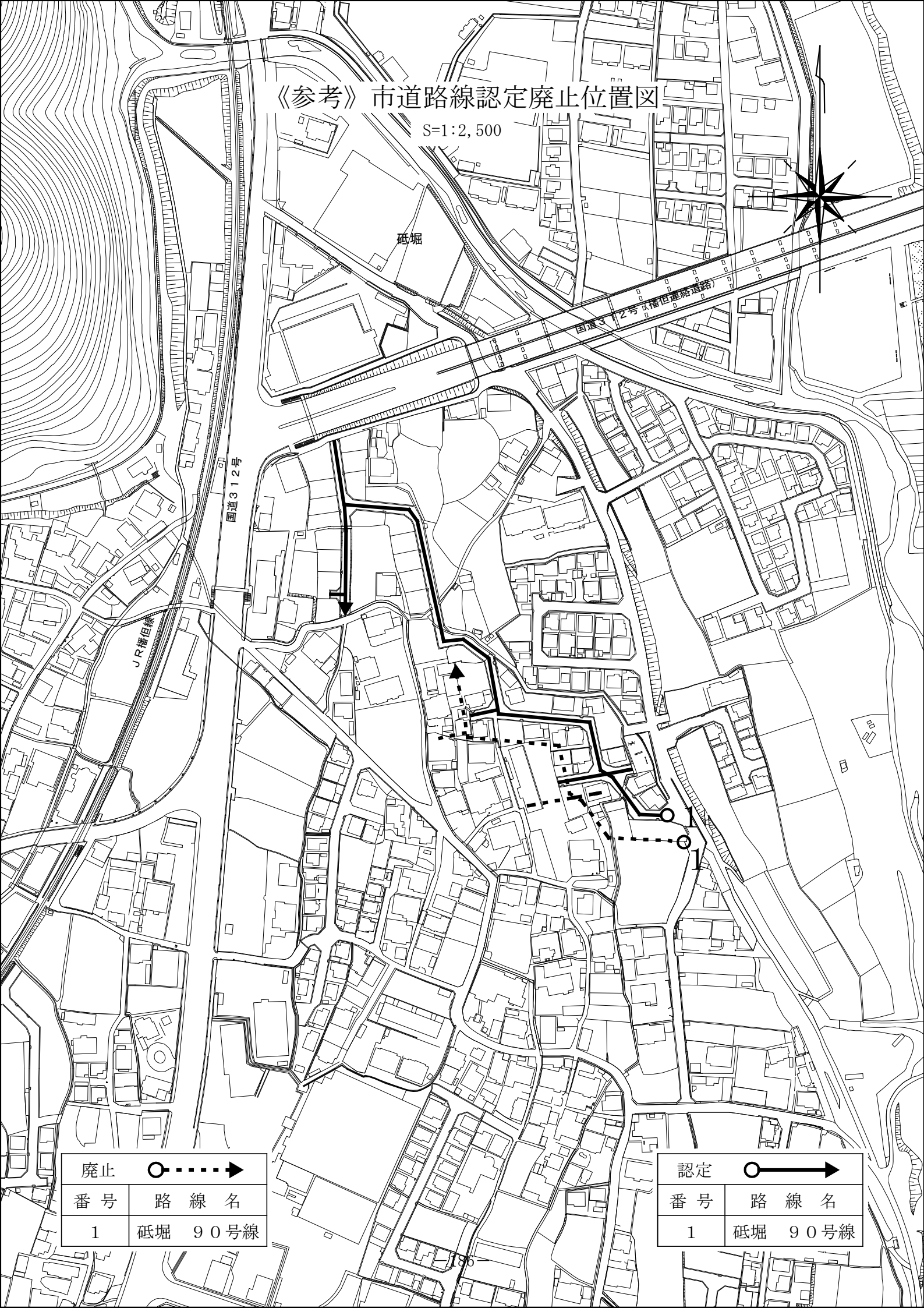
国道312号

JR播但線



廃止	○- - - ->
番号	路線名
1	砥堀 90号線

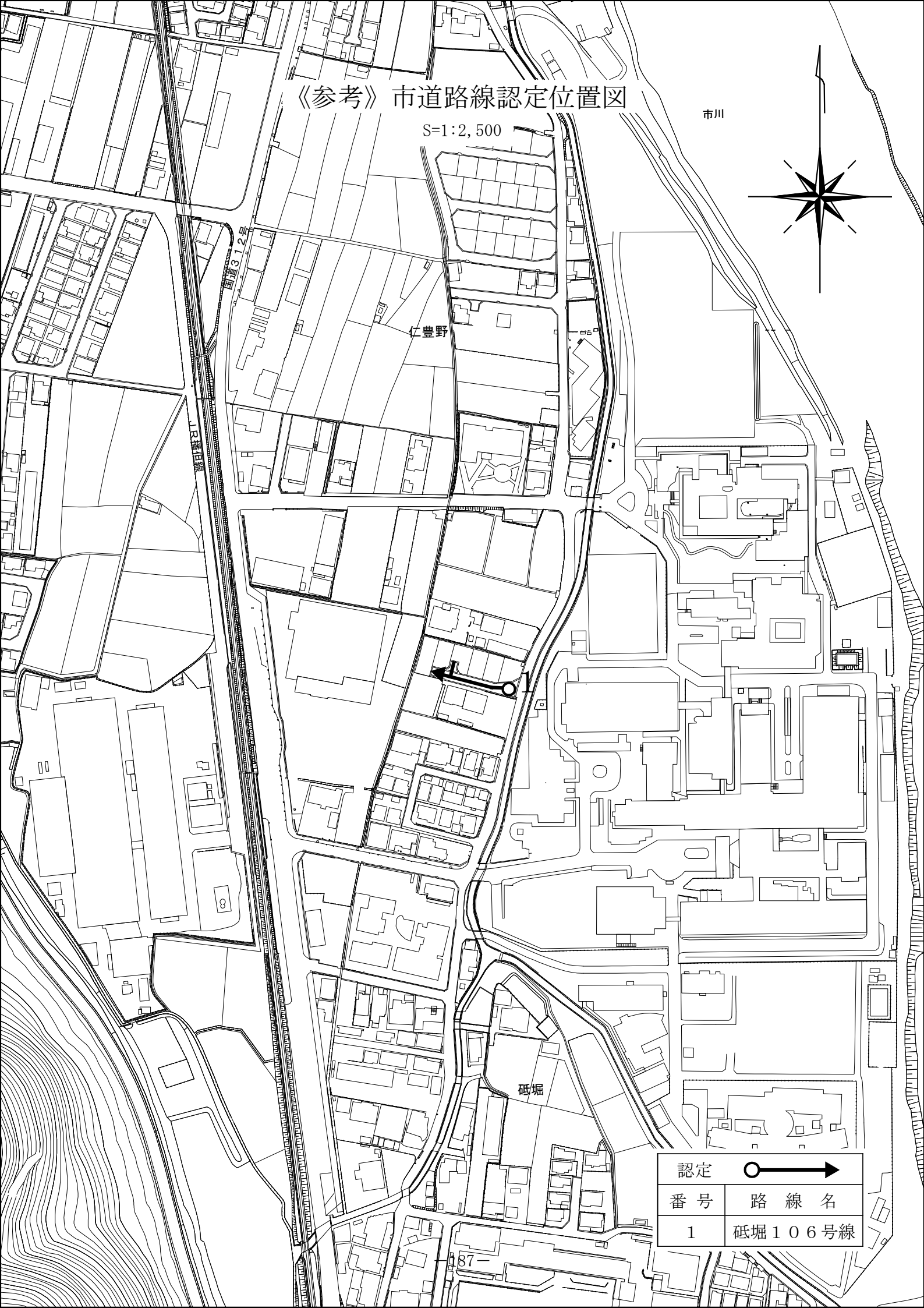
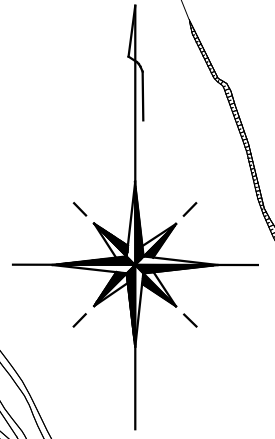
認定	○——>
番号	路線名
1	砥堀 90号線



《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

市川



国道312号

JR東日本線

仁豊野

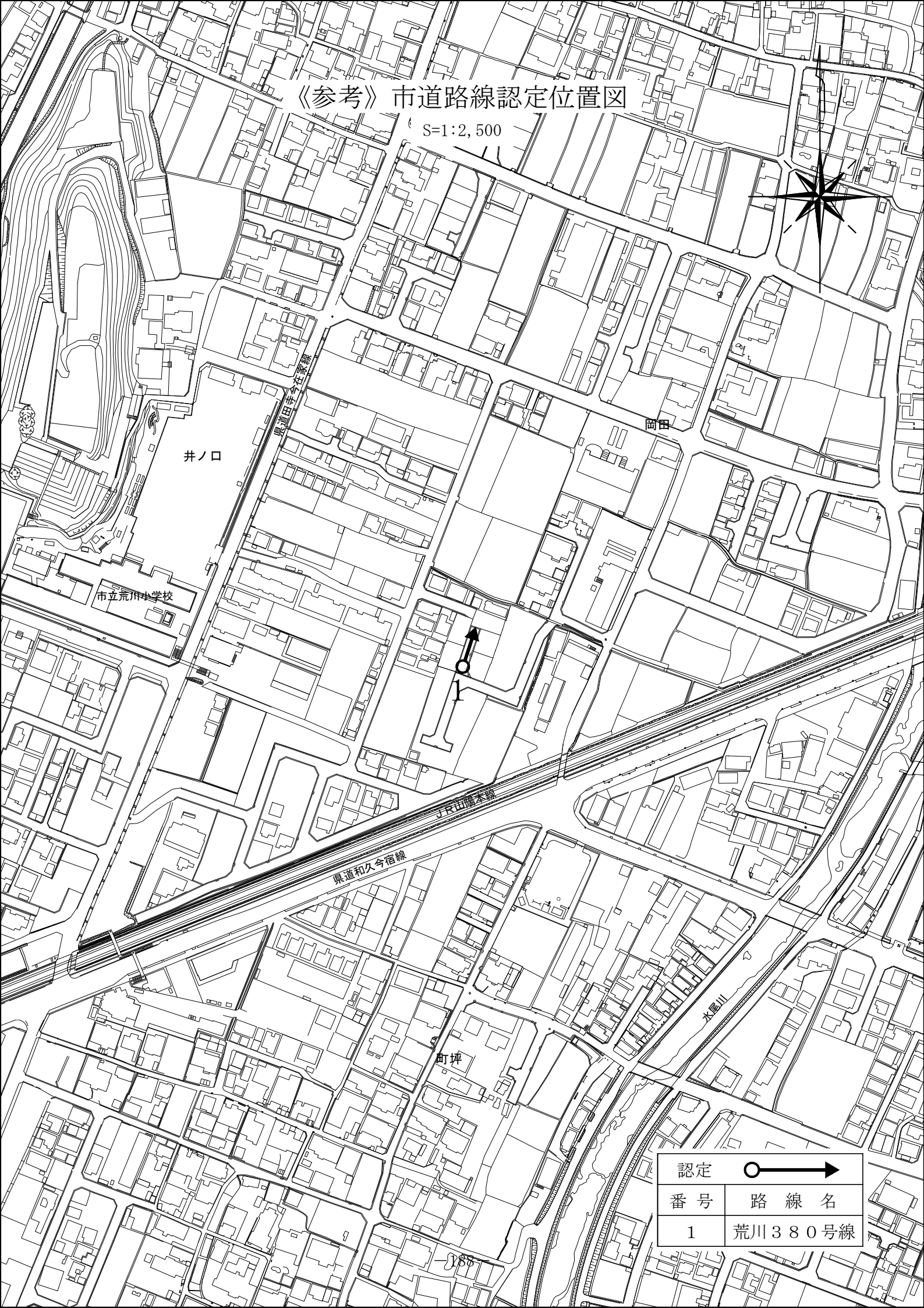
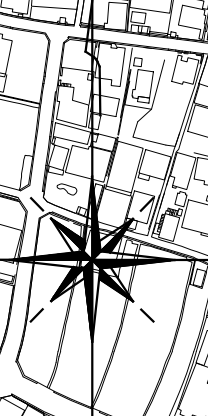
砥堀

87

認定	
番号	路線名
1	砥堀106号線

《参考》市道路線認定位置図

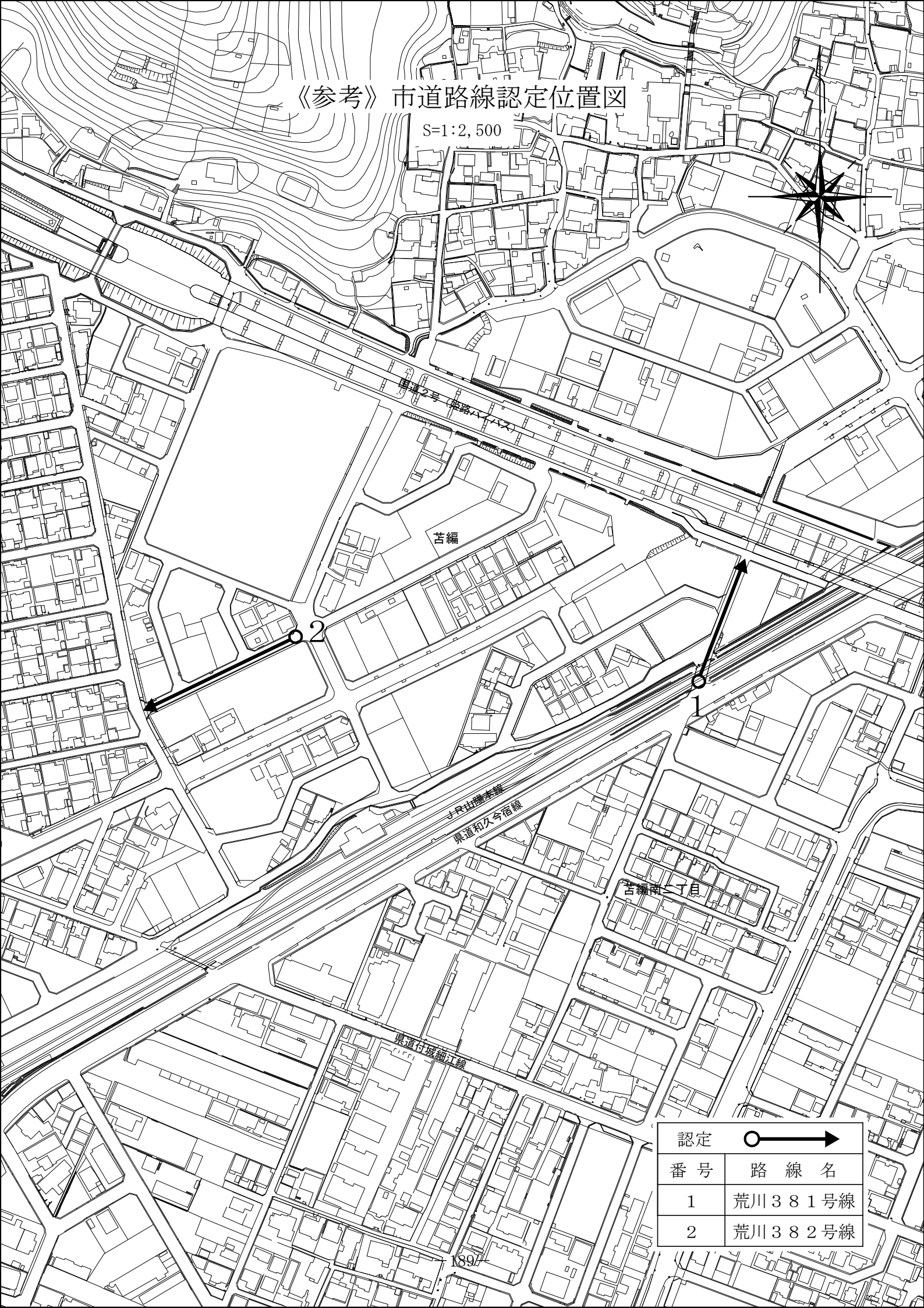
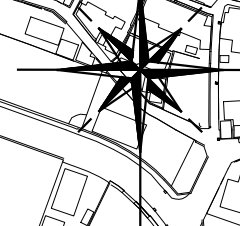
S=1:2,500



認定 番号	路線名
1	荒川380号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



認定 番号	路線名
1	荒川381号線
2	荒川382号線



《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



継

東山

東山北原公園

市立糸引幼稚園

市立糸引小学校

廃止	
番号	路線名
1	糸引171号線

認定	
番号	路線名
1	糸引171号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



国道2号(姫路バイパス)

白浜町

継

県道北原八家線

1

東山

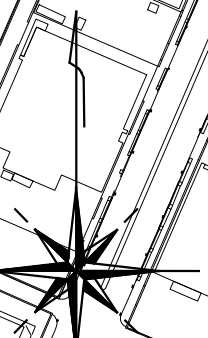
市立糸引幼稚園

市立糸引小学校

認定	
番号	路線名
1	糸引195号線

《参考》市道路線認定位置図

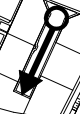
S=1:2,500



玉手三丁目

玉手三丁目

1



飾磨区構四丁目

水尾川

飾磨区構四丁目

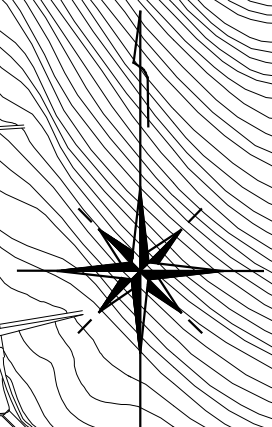
県道付城細江線

市立飾磨西中学校

認定	
番号	路線名
1	飾磨574号線

# 《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



認定 番号	路線名
1	八幡394号線



# 《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



市立旭陽幼稚園

市立旭陽小学校

網干区津市場

主要地方道天子御津線

網干区城上

認定 番号	路線名
1	旭陽258号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



飾東町佐良和

花田町小川



1

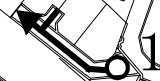
認定	
番号	路線名
1	花田196号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

花田町勅旨

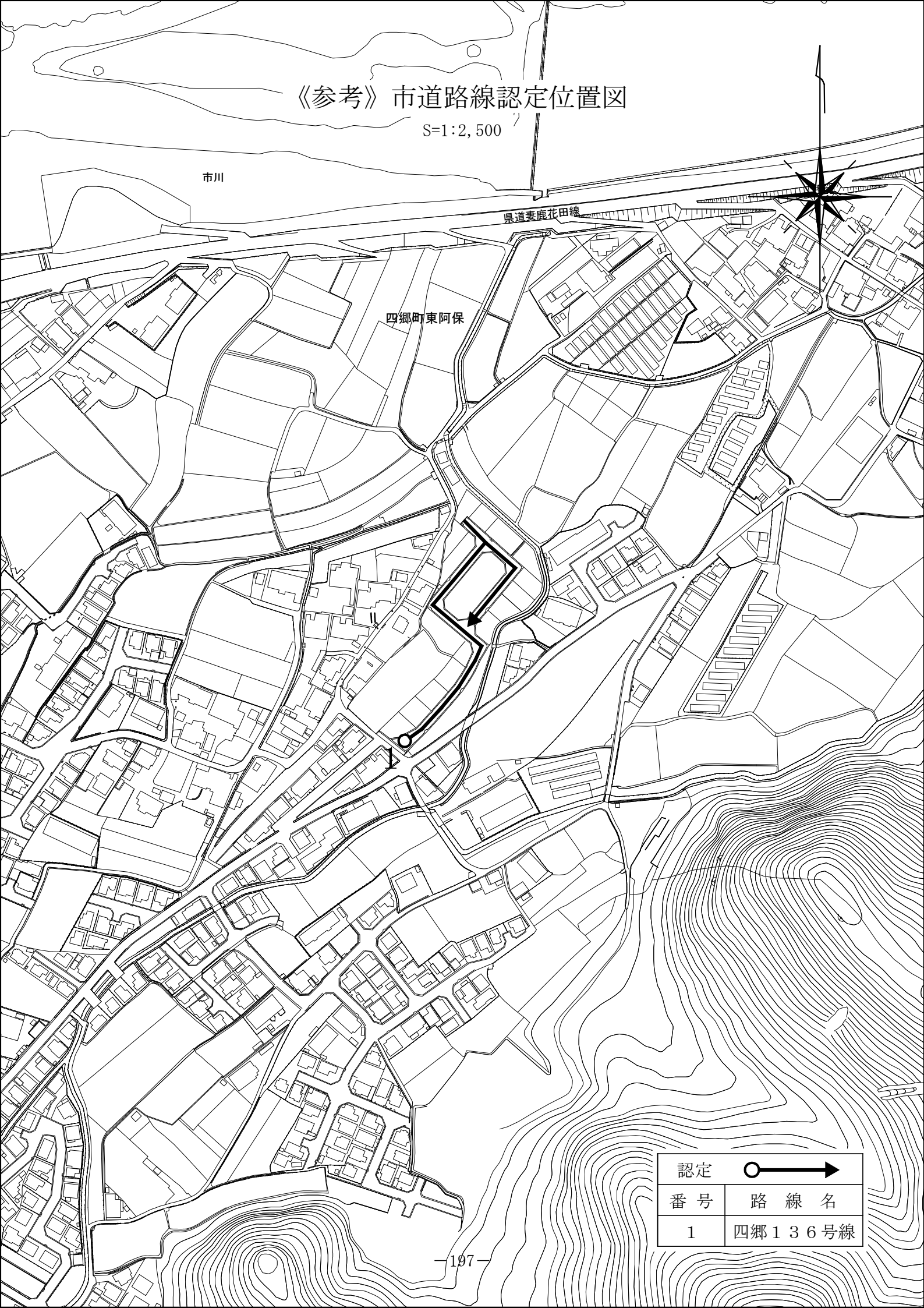
花田町加納原田



認定	
番号	路線名
1	花田197号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



認定	
番号	路線名
1	四郷136号線



# 《参考》市道路線廃止位置図

S=1:2,500



飾磨区山崎

JR山陽本線

県道利久今宿線

廃止	
番号	路線名
1	英賀 9号線

議 案 第 52号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 公有水面埋立てに関する意見について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、兵庫県知事から下記の姫路港浜田地区公有水面埋立てに関して意見照会があったので、当該埋立てについて下記のとおり回答したい。

公有水面埋立法第3条第4項の規定により提出する。

### 記

#### 1 埋立申請者の名称

兵庫県

#### 2 埋立区域

##### (1) 位置

姫路市網干区浜田1645番地から同1651番地、同1641番地及び1640番地を経て同1635番地に至る間の地先公有水面（別図のとおり）

##### (2) 面積

第1工区 28,753.14㎡

第2工区 206,305.40㎡

#### 3 埋立地の用途

製造業用地及び埠頭<sup>ふ頭</sup>用地

#### 4 埋立工事期間

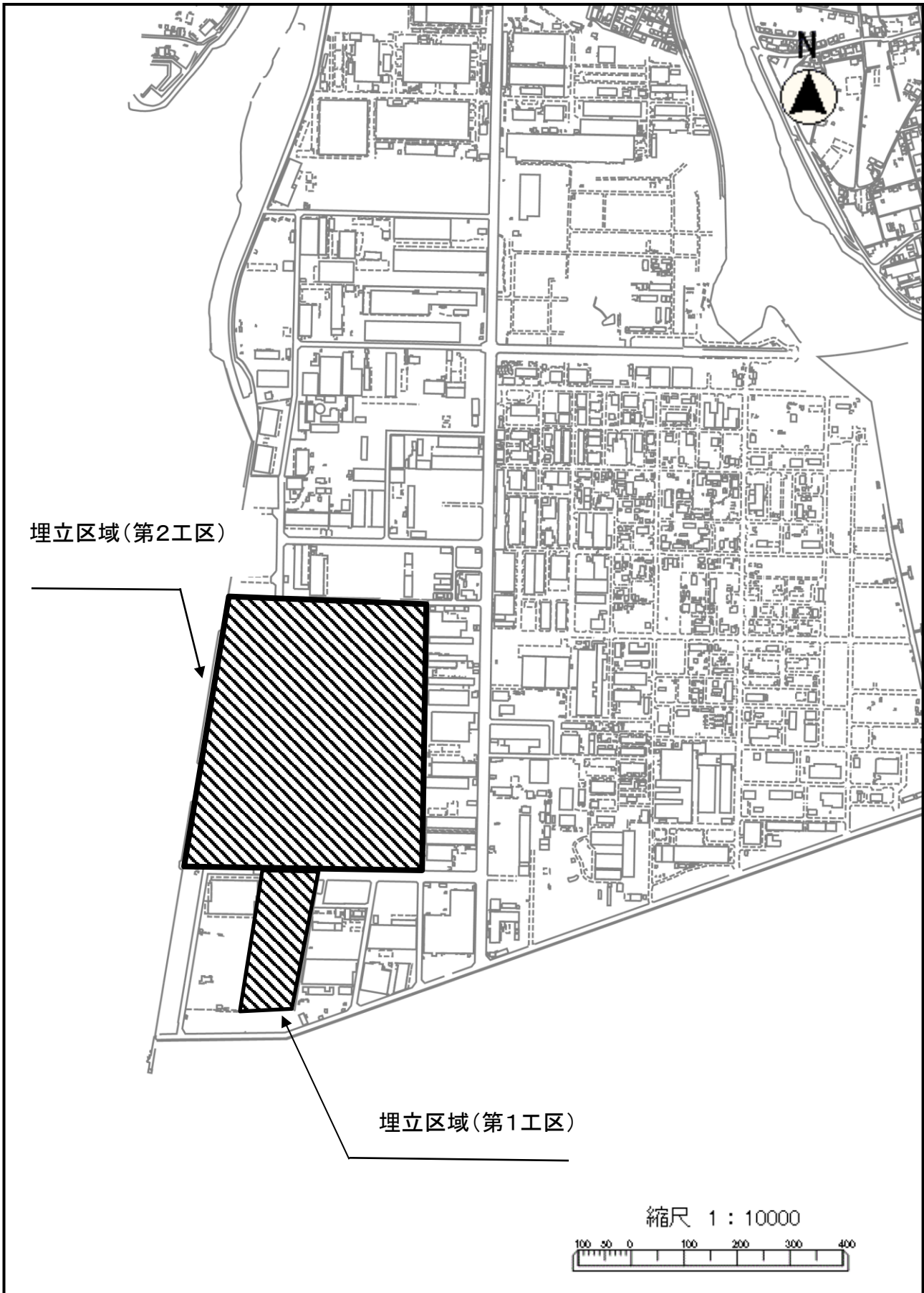
(1) 第1工区 4年

(2) 第2工区 9年

## 5 意見

姫路港浜田地区公有水面埋立てについては、地域産業の活性化、港湾機能の効率化、<sup>しゅんせつ</sup>浚渫土砂処分場の確保による港湾機能維持等のために必要である。

(別図) 公有水面埋立免許の申請に係る埋立区域位置図





報 告 第 1 号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 3 2 号

### 専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	自動車損傷事故
損害賠償額	44,790円
事件の概要	令和5年9月26日15時35分頃、姫路市網干区網干浜4番地1のエコパークあぼしにおいて、本市職員が運搬していた粗大ごみを相手方軽乗用自動車に接触させ、当該車両に損害を与えたもの

報 告 第 2 号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 33号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損 害 賠 償 額	38,500円
事 件 の 概 要	令和5年9月21日9時50分頃、姫路市網干区垣内南町2061番地3の相手方宅の駐車場において、本市軽貨物自動車は相手方所有のブロック塀に接触し、当該ブロック塀に損害を与えたもの

報 告 第 3 号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 34号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
損害賠償額	116,000円
事件の概要	令和5年3月1日21時20分頃、相手方普通貨物自動車が姫路市市之郷1453番6地先の市道幹第46号線を走行中、同市道に繁茂してはみ出た樹木に接触し、当該車両に損害を与えたもの

報 告 第 4 号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 35号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
損害賠償額	134,750円
事件の概要	姫路市御立東二丁目467番190地先の市道安室157号線において、同市道の街路樹の根が相手方所有の家屋の排水管に侵入し、令和5年9月1日8時頃、当該排水管を詰まらせ、当該家屋に損害を与えたもの

報 告 第 5 号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 36号

### 専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

記

#### 和解について

- 1 事件名 家屋明渡し等請求事件
- 2 当事者 原告 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

代表者 市長 清元 秀泰

被告

- 3 住宅名 [REDACTED] (普通市営住宅)

- 4 和解内容

- (1) 原告及び被告は、被告が原告に対し、本件建物に係る滞納家賃相当額を既に支払ったことを確認する。
- (2) 被告は、本和解成立後直ちに姫路市営住宅管理条例（平成9年姫路市条例第25号）第16条の規定に基づき、入居の承継に係る手続を行うことを確約する。

(3) 被告が、入居の承継に係る手続を完了した後、家賃を3箇月分以上滞納したときは、本件建物の賃貸借契約は、原告からの通知、催告を要することなく当然に解除となり、被告は、原告に対し、直ちに本件建物を明け渡し、かつ、賃貸借契約の解除の日までの滞納家賃及び同日の翌日から本件建物の明渡し済みまでの損害金を直ちに支払う。

報 告 第 6 号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 1 号

### 専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	181,500円
事件の概要	令和5年10月30日15時頃、姫路市東山514番1地先の市道糸引53号線において、本市軽貨物自動車相手方所有の電気メーターボックスに接触し、当該電気メーターボックスに損害を与えたもの







報 告 第 9 号

令和 6年 2月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 4 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	施設敷地内事故
損害賠償額	144,140円
事件の概要	令和5年6月24日18時30分頃、姫路市香寺町行重335番地の姫路市立香寺総合公園スポーツセンターにおいて、相手方が敷地内に設置された排水溝のグレーチングの上を歩行したところ、腐食により取付けが不完全になっていたグレーチングが落ち込んで排水溝に転落し、負傷したもの